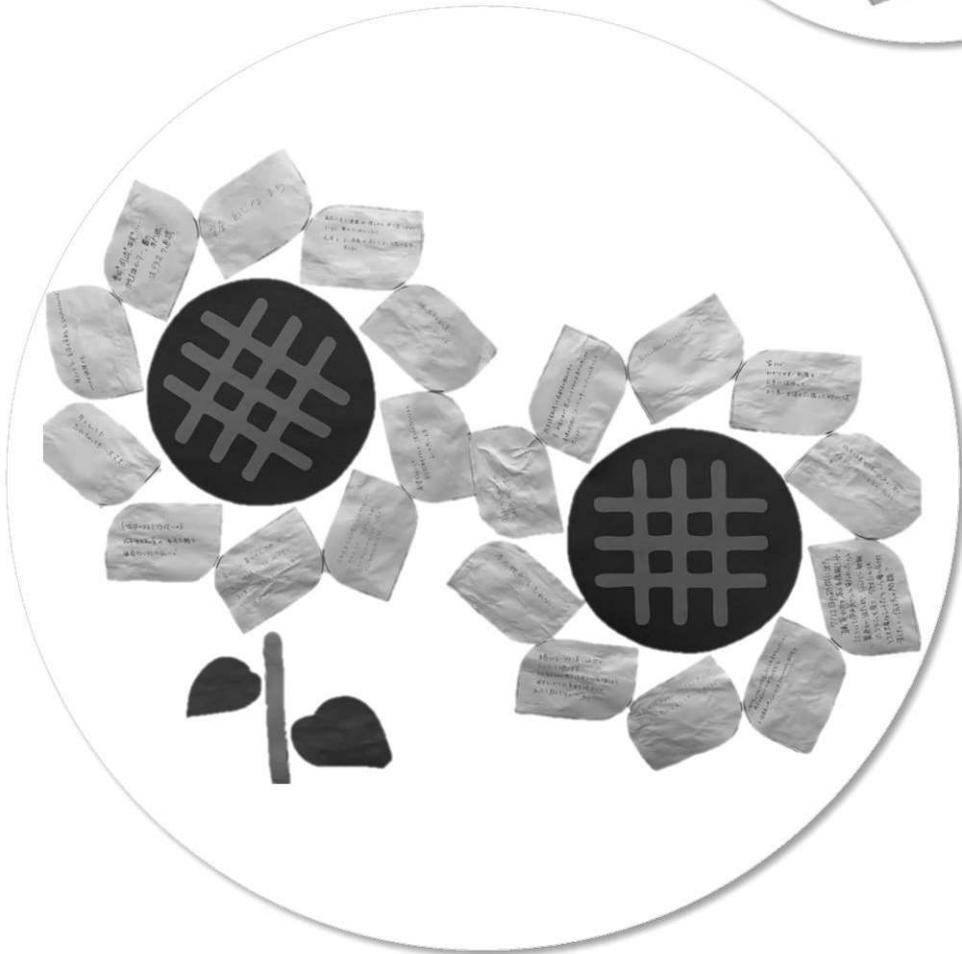


いつまでも意思が尊重され
つながり・支え合う 権利擁護支援の推進

豊田市 成年後見制度 利用促進計画

令和2年度～令和7年度



令和2年3月
豊田市・豊田市社会福祉協議会



この計画は、豊田市民をはじめ様々な方の声や協力をいただきながら、
豊田市と豊田市社会福祉協議会が策定しました

目次

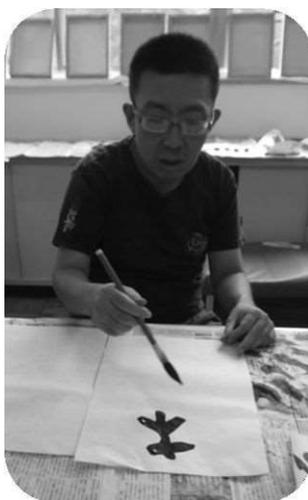
はじめに.....	1
豊田市成年後見支援センターの支援ノートより	2
計画で使用している用語.....	4
第1章 計画を作るにあたって.....	7
1 計画を作る背景.....	8
(1) 高齢化によって社会と家族はどうなるの?	8
(2) 私たちの生活で当たり前のことって?	10
(3) 豊田市の取組と成年後見制度ってどんな関係があるの?	11
(4) 「後見爆発」って何!?	12
2 様々な法制度や社会の動き.....	13
(1) 成年後見制度の誕生	13
(2) 高齢者虐待防止法と障がい者虐待防止法の施行	14
(3) 成年後見制度利用促進法の施行と国基本計画の制定	14
(4) 社会福祉法の改正による地域共生社会の実現と包括的な支援体制の整備	15
(5) 認知症施策推進大綱の策定	15
(6) 第1次豊田市地域福祉計画・地域福祉活動計画の成果.....	15
3 計画の役割や策定体制.....	17
(1) 行政の役割・責務	17
(2) 計画の位置付け	17
(3) 豊田市社会福祉協議会の実践計画としての位置付け	17
(4) 他の計画との関連性	18
(5) 計画の期間	19
(6) 計画の策定体制	20
第2章 豊田市で暮らす「私たちだからこそ」取り組むべき課題.....	21
1 成年後見制度の利用までスムーズにつながる総合相談体制の構築	22
(1) 市民・地域の現状から.....	22
(2) 支援者の現状から	23
2 成年後見制度や権利擁護支援の活動に携わる人づくり・環境づくり	25
3 多機関連携による意思決定支援の充実	26
4 その他、権利擁護支援に関する環境の整備	27
第3章 計画の基本構想.....	29
1 私たちが目指す「まち」の姿.....	30
2 豊田市で暮らす「私たちだからこそ」できること	31

3 取組の体系	35
4 積極的かつ予防的な権利擁護支援を進める体制	36
(1) 中核機関	36
(2) 協議会	36
(3) チーム	37
第4章 具体的な取組・活動を通じた推進	39
第4章の見方	40
基本的な考え方1 包括的な相談支援体制の充実	42
(1) 成年後見制度・権利擁護支援に関する理解・啓発の推進	42
(2) 支援者からセンターにつながる仕組みづくり	44
(3) 成年後見制度の必要性を専門的に判断できる体制の構築	46
基本的な考え方2 暮らしを支える環境整備	48
(1) 本人の意向・状況を踏まえた申立支援と受任調整の実施	48
(2) 多様な主体が権利擁護支援に携わることのできる環境づくり	50
(3) 後見人等支援の充実	54
(4) 意思決定支援を円滑に行う仕組みづくりと普及・啓発の実施	56
(5) 地域で暮らし続ける基盤・環境づくり	58
第5章 さらなる体制の充実・強化に向けて	61
第6章 計画の管理体制	65
1 計画の進行管理	66
2 計画の評価体制	66
むすびに	67
豊田市長 太田 稔彦	68
豊田市社会福祉協議会 会長 柿島 喜重	69
資料編	71
1 策定の経過	72
2 調査等の概要	73
3 豊田市成年後見・法福連携推進協議会設置要綱.....	76
4 豊田市成年後見支援センター定例会運営要領	80
5 豊田市成年後見制度利用支援事業実施要綱	85
6 統計情報.....	88

表紙について

<「題字」について>

豊田市成年後見制度利用促進計画の「題字」は、成年後見制度を利用している障がいのある方も活動する「豊田市障がい者総合支援センター第二ひまわり（社会福祉法人豊田市福祉事業団が運営する生活介護事業所）」の書道サークルの方々に、一文字ずつ、ゆっくり丁寧に書いていただきました。



<「ひまわり」について>

豊田市成年後見制度利用促進計画の策定にあたっては、個別ヒアリングをさせていただいた豊田市内の関係者に、一人一言のメッセージカードを記入していただきました。このメッセージは計画内に記載させていただくとともに、ひまわりの花びらに見立てて、表紙に掲載しています。

一言の花びらは、「豊寿園デイサービスセンター（社会福祉法人豊田市社会福祉協議会が運営する地域密着型通所介護事業所）」の利用者に貼り合わせていただき、ひまわりの花を作成していただきました。



※写真の掲載については、施設を通じて、ご本人たちの了解をいただいています。

はじめに

豊田市成年後見支援センターの支援ノートより

私たちは誰もが、「地域で自分らしく暮らし続けたい」と思います。そのため、豊田市では地域で支え合う社会を目指していますが、一方で、判断能力が十分でない方が置き去りにされるような社会であってはなりません。

成年後見制度は、判断能力が十分でない本人の意思や権利が守られるための制度であり、これからの「私たちの豊田市」において、非常に重要な役割を果たします。

そこで、以下のノートに記された実際に「私たちの豊田市」であった出来事¹を少し見てみましょう。

アキ子さんは 80 代後半の女性です。ご主人との結婚を機に、豊田市に引っ越してきてから 50 年以上が経ち、明るい街並みと緑豊かな自然あふれる豊田のまちが大好きです。

結婚後、すぐに子宝に恵まれましたが、生まれた子どもは手足が不自由でした。アキ子さん夫妻はその子を大変かわいがり、アキ子さんも一生懸命子育てに励げみしました。あたたかい家庭を築いたアキ子さんでしたが、子どもが小学校に進学する前に、大切なご主人が突然亡くなってしまいました。

それでも、アキ子さんはめげることなく、近所の方や友人の声掛けや協力などもあり、子どもと充実した暮らしを送ってきました。

それから、何十年も幸せな日々が続きました。

アキ子さんが 80 歳を迎えた頃、50 歳になった子どもにも先立たれてしまいました。地域の方によれば、突然の出来事であり、その悲しみや嘆きは見えていられないほどの様子だったとのことでした。

それからというもの、アキ子さんは世間と一線を引くような暮らしを始めました。

やがて、大声で叫んだり、徘徊を繰り返すなど、近所の方はとても心配していましたが、アキ子さんに声をかけることすらできないようになっていきました。

ある日、同じ地域の民生委員が困りごとを聞きに自宅を訪ねましたが、玄関を開けてもらえず、民生委員は地域包括支援センターに相談することにしました。

地域包括支援センターは何度か訪問し、やっと玄関を開けてもらえるようになりました。すると、家の中はゴミだらけ、台所は食事を作れる状況ではなく、顔も洗わず、お風呂に何か月も入らず、困りごとを尋ねてもアキ子さんは「帰れ」としか言いませんでした。

アキ子さんは、汚れた大きなぬいぐるみを片時も離さず、話しかけ、抱きしめて毎日を過ごしていたのでした。

¹ 実際に豊田市成年後見支援センターで支援した事例ですが、個人情報やプライバシーの都合上、現実を損なわない程度に脚色を加えています。また、成年被後見人本人と成年後見人にも掲載の了解をいただいています。

この計画の名称は「成年後見制度利用促進計画」ですが、豊田市では、成年後見制度を無理に押し進めることはしません。アキ子さんのように、身近な地域で自分らしく暮らし続けることに向けて、真に必要とされている方に成年後見制度が確実に行き届くための取組を進めていきたいと考えています。

このために作られた計画の一步一步は目立たないかもしれませんが、着実に、そして積極的に権利擁護支援を図るためのものだと捉えていただければと思います。

その後すぐに、地域包括支援センター、認知症初期集中支援チーム、市役所、そして成年後見支援センターが集まり、アキ子さんを支援するチームを作り、もう一度自分らしく生活してもらうための話し合いをしました。

みんなで色々確認し合うと、アキ子さんは病院の受診や服薬をしていませんでした。生活費は皆目わからず、年金も管理できておらず、通帳や印鑑、財布、保険証もすべて紛失していました。料理や掃除を手伝ってくれる人もいませんでした。

支援者のチームは、アキ子さんと何度も何度もどう生活していくのかを粘り強く話し合いました。そして、アキ子さんの強い希望であった「この子（ぬいぐるみ）と一緒にいたい」という思いを尊重することを第一に、支援を受け入れてもらえることになりました。

アキ子さんの生活全般の支援をどうしていくのかを地域包括支援センターが考え、病院の受診は認知症初期集中支援チームが支援しました。また、様々な支援サービスの契約や病院の支払いなどお金の管理も必要であることから、成年後見制度を利用することになり、成年後見支援センターは成年後見人が選ばれるまでに必要な調整と、誰がアキ子さんの成年後見人になるとよいかを専門職と一緒に検討し、市役所が具体的な手続きを行いました。

その後、アキ子さんは成年後見人と支援者のチームの手助けを受けながら、地域での生活で少しずつ笑顔を取り戻すようになりました。

現在、アキ子さんは足腰を悪くしてしまったため、施設で生活することになりましたが、普段は施設の職員や他の利用者とレクリエーションなどをして過ごしています。時折、成年後見人が会いに来てくれて、その時にする何気ない会話も楽しみにしています。

きれいになった大きなぬいぐるみが優しい瞳で見つめる先には、ほほ笑みを浮かべながら、もう一度穏やかに暮らしているアキ子さんが映っているのです。

計画で使用している用語

- この計画では、私たちにまだまだ馴染みの薄い「成年後見制度」や「権利擁護支援」という分野を扱っていますので、以下の用語集²を参考に読んでみてください。

	用語	解説
あ	意思決定支援	認知症、知的障がい、精神障がい等により判断能力が十分でない人が、その能力を最大限活かして、日常生活や社会生活に関して自らの意思に基づいた生活を送ることができるように行う、意思の決定や選択、希望を他者に表出する際に提供される、家族・医療・福祉関係者等による本人への支援のこと。
	医療同意	医療行為を受けることに同意すること。本人のみが同意でき、本来はその家族であっても同意できないとされている。
	SDGs (エスディーズ) (持続可能な開発目標)	「国連持続可能な開発サミット(2015年)」において採択された国際的な開発目標。「誰一人取り残さない -No one will be left behind」を理念として、世界の国々が解決すべき課題に関する17の目標と169のターゲットを設定。
か	協議会	後見開始の前後を問わず、「チーム」に対し司法・福祉の専門職団体や関係機関が必要な支援を行えるよう、各地域において、連携体制を強化し、自発的に協力する体制づくりを進める合議体。
	居宅介護支援事業所	在宅で介護が必要な方が、適切に介護サービスを利用できるように、在籍するケアマネジャーが要介護認定の手続きの支援や、ケアプランの作成を行う事業所。
	権利擁護支援	認知症、知的障がい、精神障がいなどにより判断能力が不十分な人の権利を守るために、以下のような目的で行う支援のこと。 ①「人権」としての権利 …必要に応じて、適切になされる権利の回復(救済)。 例：老人福祉法第32条等に基づく市長による申立 ②「契約(当事者間の合意)」に基づく権利 …必要に応じて、適切になされる権利の行使。 例：福祉サービスや施設入所などの契約
	候補者	成年後見制度の申立書に記載する成年後見人等の候補者のこと。
さ	自己決定権の尊重	成年後見制度を利用する本人の意思決定の支援が適切に行われるとともに、その本人の自発的な思いが尊重されること。
	市長申立	成年後見制度が必要な状況であるにもかかわらず、本人や親族が申立を行うことが難しい場合など、特に必要があるときに市長が申立を行うこと。
	指定特定相談支援事業所	障がい福祉サービスを申請した障がい者に対し、在籍する相談支援専門員がサービス等利用計画の作成や、支給決定後の見直しを行う事業所。

² 用語の定義は令和2年3月時点のものであり、今後の動向により変わる可能性があります。

さ	市民後見人	市民後見人バンク登録者の中から、家庭裁判所によって成年後見人等として選任された市民。
	市民後見人バンク登録者	「とよた市民後見人養成講座」の修了者であり、バンク登録を行っている市民。
	受任調整	申立前の段階から、本人の状況等に応じ、適切な成年後見人等の候補者を調整しておくこと。
	障がい者相談支援事業所	障がい者の福祉に関する各種相談や、障がい福祉サービスの利用等に関する支援を行う事業所。また、地域や関係機関と連携を図り、障がいのある方が地域で安心して生活するサポートも実施。
	身上保護の重視	成年後見制度を利用する本人の財産の管理のみならず、その状況を見ながら医療・介護・福祉に関する契約や申請、本人の趣味等に関する契約などを行い、本人らしい生活を整える身上の保護が適切に図られること。
	親族後見人	家庭裁判所より選任された親族による成年後見人等。
	スクリーニング	対象集団の中から対象を選別すること。
	生活困窮者自立支援事業	経済的に困窮し、又はその恐れのある人を対象に、自立に関する相談、一定期間の家賃相当額の支給、就労に向けた支援、家計相談などの包括的な支援を行う事業。
	生活支援員派遣事業	市内に居住し、家族等の支援が期待できない在宅で生活をしている身体障がい者、身体の不自由な高齢者、生活困窮者自立支援プラン決定者を対象に、日常生活に必要な各種手続き、日常的金銭管理、預貯金通帳等の重要書類の預かりを行う事業。
	成年後見制度	認知症、知的障がい、精神障がいなどによって判断能力が十分ではない本人について、財産管理、生活に必要な福祉サービスや施設入所等に関する契約締結などを行うことで、本人の権利を守る援助者（成年後見人等）を選ぶことで、本人を支援する制度。
	専門職	この計画においては、弁護士、司法書士、社会福祉士を示す。
総合相談体制	包括的な支援体制の構築に向けて、豊田市で採用している仕組み。対象者を限定せず、世帯全体で生じる困りごとを受け止め、必要な支援に結び付けることのできる体制。	
た	第8次豊田市総合計画	今後の豊田市が目指す「まちづくり」の方向性を明らかにし、その実現に向けた取組を市民と共働で進めるための最も基本となる計画。平成29年3月策定。
	地域共生社会	制度や分野ごとの縦割りや支え手・担い手という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会。
	地域包括支援センター	地域の高齢者の総合相談、介護予防のための支援、高齢者の虐待防止、権利擁護や地域の支援体制づくりなどを行い、高齢者の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援する機関のこと。
	地域連携ネットワーク	「①権利擁護支援の必要な人の発見・支援、②早期の段階からの相談・対応体制の整備、③意思決定支援・身上保護を重視した成年後見制度の運用に資する支援体制の構築」の役割を担う保健・医療・福祉・司法等の連携の仕組み。

た	チーム	本人に身近な家族、福祉・医療、地域等の関係者による既存の支援体制に、法的な権限を持つ成年後見人等が参加し、協力して日常的に本人を見守り、本人の意思や状況を継続的に把握し、必要な対応を行う仕組み。
	中核機関	様々なケースに対応できる法律・福祉等の専門知識や、地域の専門職等から円滑に協力を得るノウハウ等が蓄積され、地域における連携・協働の推進役を担う、地域連携ネットワークの中核となる機関。地域の権利擁護支援の全体構想を設計する「司令塔」、協議会を運営する「事務局」、成年後見制度の利用に関する検討・専門的判断を担保する「進行管理」の役割を担う。
	超高齢社会	65歳以上の人口の割合が全体の人口の21%以上を占めている社会。
	豊田市地域福祉計画・地域福祉活動計画	「誰もが安心して自分らしく生きられる支え合いのまちづくり」を目指す行政による基本計画と、住民が主体となった地域福祉活動を実践するための方針を示した社会福祉協議会による住民活動計画を一体的に策定したものの。
な	日常生活自立支援事業	市内に居住し、日常生活に不安を抱えている認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者などで、自分ひとりで契約などの判断をすることが不安な方や、お金の出し入れ・書類の管理などをするのに不安のある方を対象に、日常生活に必要な各種手続き、日常的金銭管理、預貯金通帳等の重要書類の預かりを行う事業。
	任意後見制度	十分に判断できるうちに、判断能力が不十分になった場合に備えて、あらかじめ自らが選んだ代理人（任意後見人）に自分の生活、療養看護や財産管理に関する事務について代理権を与える契約（任意後見契約）を公正証書で結んでおく制度。
	ノーマライゼーション	成年後見制度を利用する本人が、他の方と同じように基本的人権を有する個人として尊厳が重んじられ、その尊厳にふさわしい生活が保障されること。
は	法人後見	社会福祉法人などの法人格を有する法人が成年後見人等を受任し、財産管理や身上保護を行うこと。
	法定後見制度	法定後見制度は、本人の判断能力などに応じて後見、保佐、補助の3類型に分かれる。家庭裁判所に選ばれた成年後見人等が、本人の利益を考え、家庭裁判所から付与された代理権（本人を代理し行う法律行為）、同意権（本人自身が行う法律行為に同意する）、取消権（本人が同意無く行った不利益な法律行為を後から取り消す）を行使し、本人を保護、支援する制度。
ま	身元保証	「①緊急の連絡先に関する事、②入院支援計画やケアプラン等への同意、③入所・入院に必要な物品の準備に関する事、④利用料や医療費等に関する事、⑤退所・退院支援に関する事、⑥死亡時の遺体・遺品の引き取り・葬儀等に関する事」を担う機能。
	申立支援	弁護士法にも司法書士法にも反しない程度で、本人や親族が行う1回限りの申立行為に対し、書き方の助言、必要書類等の確認といったセンターが無償で行う支援。

第 1 章 計画を作るにあたって

この計画を作る意味を、もう少し考えてみたいと思います。
この計画は、支え合う「まち」において、どんな役割を果たす
のでしょうか。

第 1 章では、豊田市における「成年後見制度利用促進計画」
の必要性や、関連する法制度、計画の策定体制などについて説
明します。

▶ 内容

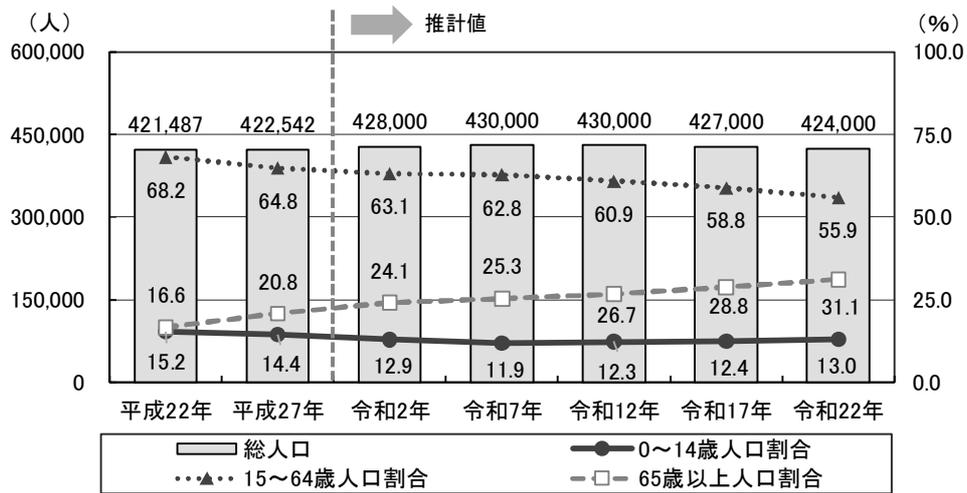
- 1 計画を作る背景
- 2 様々な法制度や動き
- 3 計画の役割や策定体制

1 計画を作る背景

(1) 高齢化によって社会と家族はどうなるの？

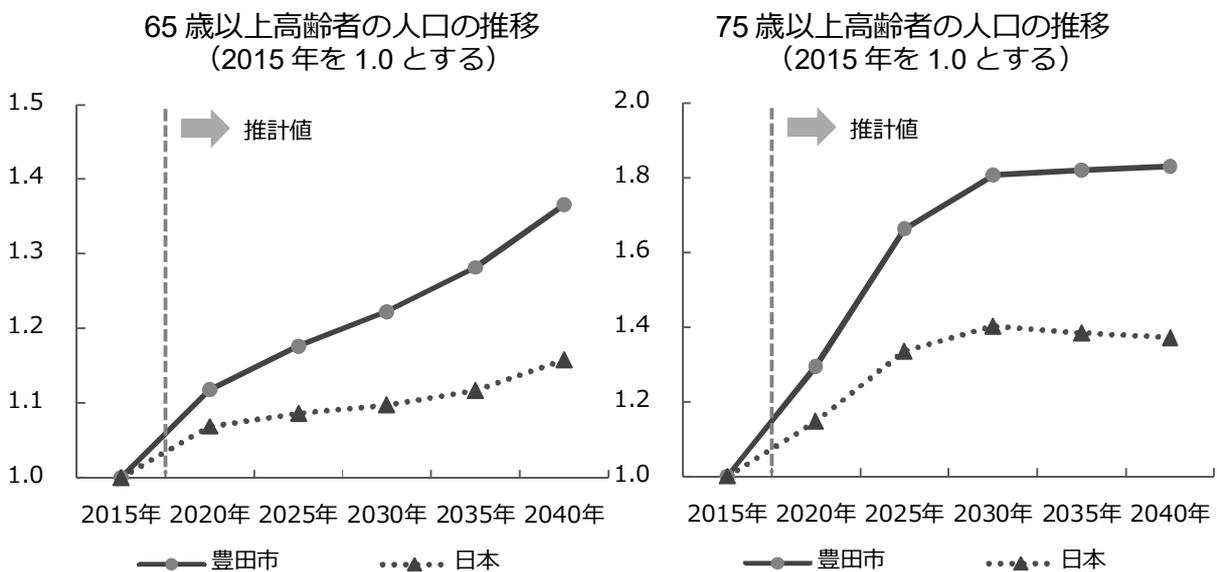
- 世界的な自動車産業の拠点として発展してきた豊田市という「まち」に暮らす私たちは、超高齢社会での生活に適応していく必要があります。では、「まち」全体はどのように変化し始めているのでしょうか。はじめに、豊田市の“これまで”と“これから”について見てみましょう。
- 豊田市は2030年頃をピークに人口が減少することが見込まれています。加えて、“これまで”「まち」として若かった分、他市と比べて高齢者数が“これから”急増すると予測されています。また、家族の形も大きく変化しており、ひとり暮らしの高齢者世帯の数が増えてきています。

■グラフ1：豊田市における人口動態・高齢化率の推移



出典：第8次豊田市総合計画

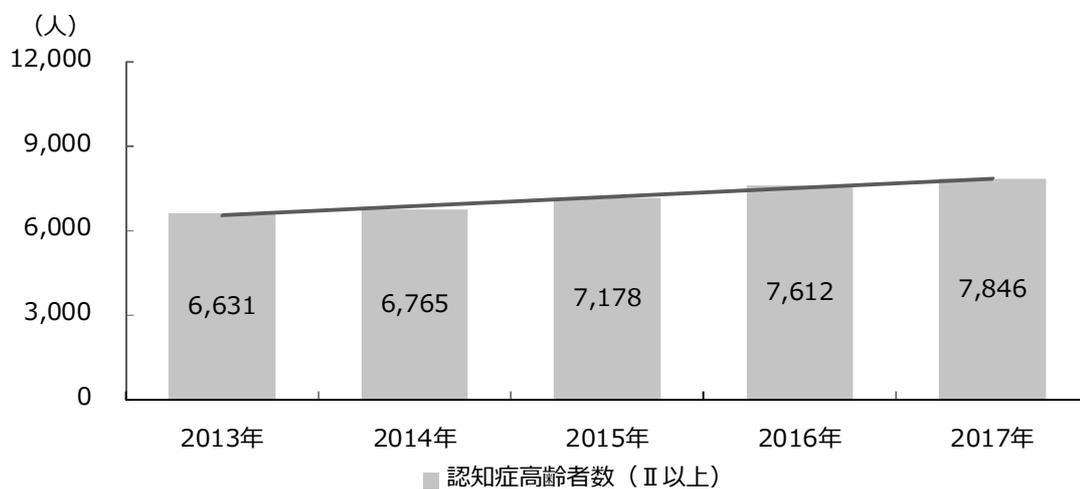
■グラフ2：豊田市における高齢者数の推移



出典：国勢調査

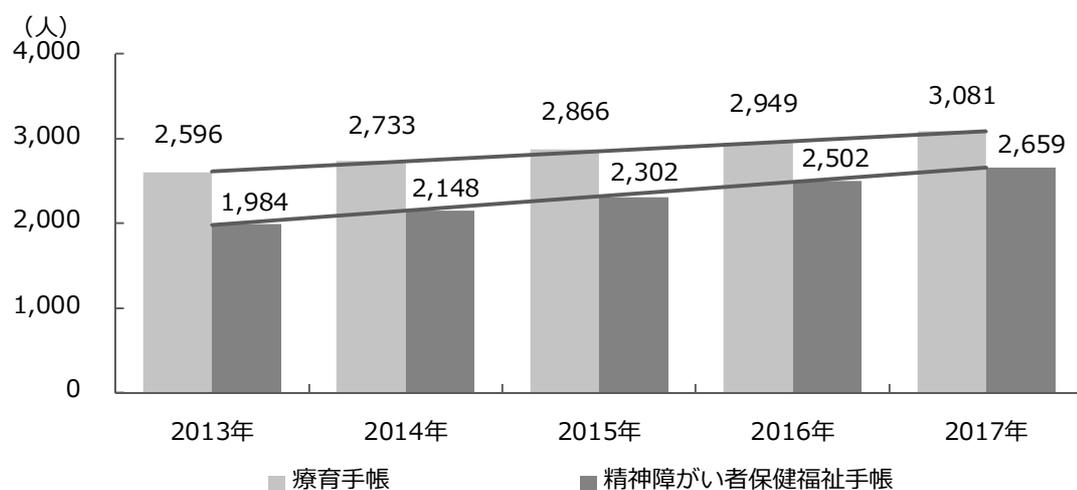
- また、高齢者の増加に比例して、認知症高齢者の増加も見込まれています。さらに、知的障がい、精神障がいのある人も増加しています。

■グラフ3：豊田市における認知症高齢者数の推移



出典：豊田市データ

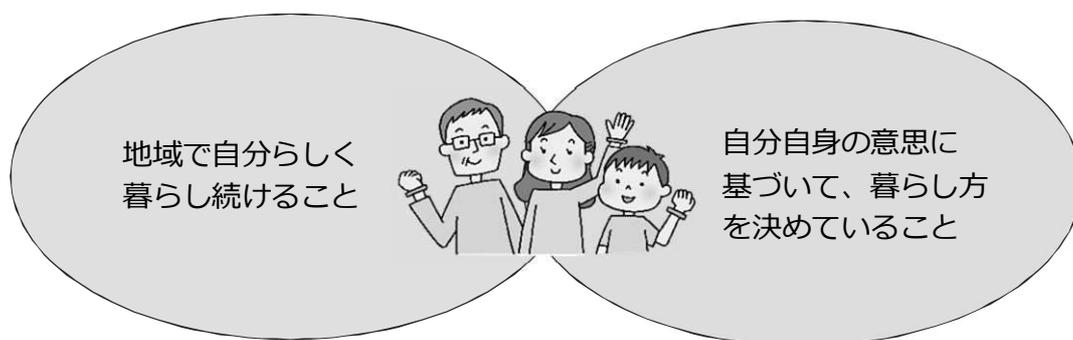
■グラフ4：豊田市における療育手帳及び精神障がい者保健福祉手帳の所持者数の推移



出典：豊田市データ

(2) 私たちの生活で当たり前のことって？

- 続いて、私たちの日々の生活についても振り返ってみましょう。
- 私たちは、身近な地域の中で様々な人と関わり、様々な活動に参加し生活しています。このような活動を通じて、私たちは自分らしさを実現していますし、お互いに認め合っています。つまり、「地域で自分らしく暮らし続けること」が、私たちの生活における基本的な考え方であるといえます。
- また、私たちは、「今日は〇〇を食べたい」「次の休みに〇〇へ旅行に行こう」など日々の生活を充実させるために、給料や年金をどのように使い、どのように貯めようかなどを考えます。さらに、困りごとを抱えた場合でも、医療・介護・福祉などの社会サービスを利用して解決を図ります。
- これらのことから、「自分自身の意思に基づいて、暮らし方を決めていること」も、大切な考え方であることがわかります。



- これら基本的な暮らし方がある中で、認知症や知的・精神障がいがある方（以下、「本人」と言い、「被後見人等（被後見人、被保佐人、被補助人）」の意味を含みます。）は、本人の状態・状況と取り巻く環境によって、様々な困りごとを抱えていることがあります。この解消に向けて、“これまで”は、家族による支えが中心であったと言われていすし、それが難しくなった際には、施設への入所や長期入院せざるを得なかったとも言われています。



- では、社会や家族の形が大きく変わりつつある“これから”の時代において、本人は、誰しもが望む暮らしを続けられるのでしょうか…… また、うまく物事の判断ができず、生活の支えとなるサービスなどが適切に利用できないと、本人の生活はどうなってしまうのでしょうか……

- このような状況が生まれないように、そして自分らしく充実した生活を続けるためにも、本人・家族・同じ地域に住む人・同じ地域で活動する人などすべての市民が支え合い、意思を尊重し合いながら、地域で暮らすことのできる社会（地域共生社会）が必要です。豊田市もこのような「まち」を目指していきます。

(3) 豊田市の取組と成年後見制度ってどんな関係があるの？

- こうしたまちづくりに向けて、豊田市では「第8次豊田市総合計画」や「豊田市地域福祉計画・地域福祉活動計画」に基づき、市民や色々な関係者と様々な取組を共働で進めてきました。さらに、平成30年6月からは、「SDGs 未来都市」に選定され、持続可能な開発目標の達成に向けた取組を先駆的に進めています。
- これら様々な取組の中では、成年後見制度を必要とする本人が、適切に制度を利用できるように、私たちの地域社会の仕組みを整えることも重要であると、豊田市では考えています。
- 成年後見制度は、①ノーマライゼーション、②自己決定権の尊重、③身上保護の重視を理念としています。また、本人の権利を守る援助者（成年後見人、保佐人、補助人。以下、「後見人等」と言います。）を選び、その判断能力を補うことにより、本人を支援することのできる制度です。
- 制度を利用することで、本人が大切にしてきた趣味や楽しみを継続できたり、医療・介護・福祉などの支援を適切に受けられたり、住民間での支え合いを感じることができるようになります。つまり、身近な地域で安心して自分らしく暮らすことを実現するために、成年後見制度は大変重要な役割を果たす制度だと考えることができます。
- しかし、豊田市は超高齢社会を迎えたにも関わらず、1年あたりで見ると、“これまで”成年後見制度を新たに利用する方が、ほとんど増えていない状況でした。
- そこで、豊田市では、対象者を限定せず世帯全体を捉えた個別支援の充実と、支え合いの地域づくりを中心とした包括的な支援体制づくり³の中で、権利擁護支援の中核を担う機能として、平成29年7月、豊田市成年後見支援センター（以下、「センター」と言います。）を設置しました。

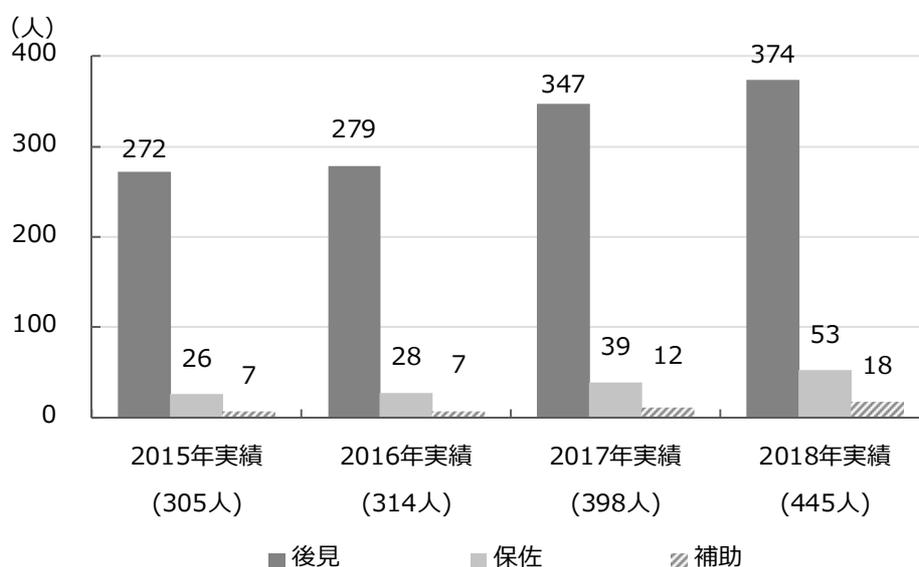


³ 対象者別の相談対応に横串を指す役割を担う福祉総合相談課の設置や、世帯で抱える困りごとを身近な地域で相談できる「福祉の相談窓口」の開設、支援の調整と地域への働きかけを担うコミュニティソーシャルワーカーの配置などにより推進しています。

(4) 「後見爆発」って何!?

- センター設置以降は、平成 29 年度は 296 名/延 2,566 回、平成 30 年度は 273 名/延 2,046 回と数多くの相談があり、その結果、制度を利用する方が年々増えてきています。このように、豊田市ではセンターの設置により、成年後見制度が必要な本人のニーズを受け止め、制度利用までつなげることができるようになりました。
- 今後、さらに高齢者数が急増する豊田市では、成年後見制度の利用に対する非常に高いニーズが想定されます。“これまで”成年後見制度を利用してきた約 450 人と、調査でわかった“これから”成年後見制度の利用が必要な約 660 人を合わせ、1,100 人を超える爆発的な社会ニーズ、いわば「後見爆発」の状況に対して、地域全体でどのように受け止めるかが重要になっているのです。

■グラフ 5：豊田市民の成年後見制度の利用状況（各年 12 月末時点）



出典：名古屋家庭裁判所提供データ

以上の状況から、豊田市においては、権利擁護支援に関する地域社会の仕組みについて、どのように計画的に整えていくか、その方向性を示すべき段階にありますので、この計画を作りました。

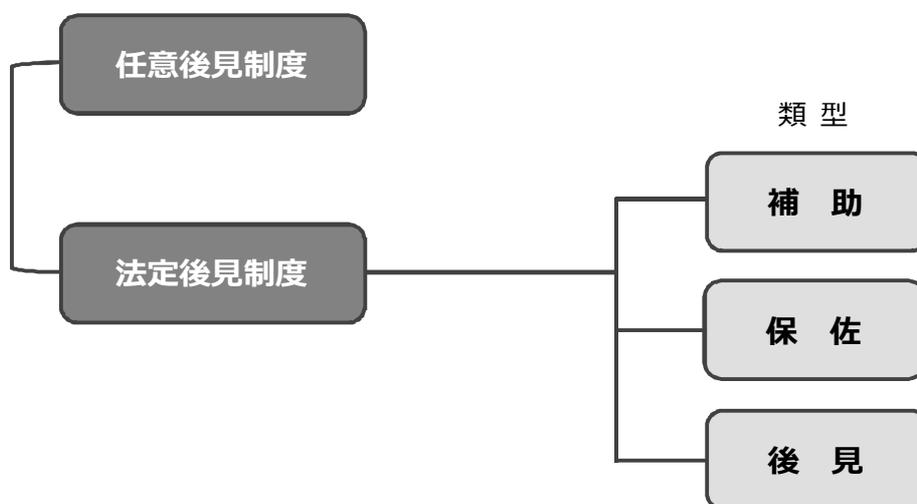
2 様々な法制度や社会の動き

権利擁護支援に関する私たちの地域の仕組みを考えるにあたっては、その前提となる様々な法制度や社会の動きを知る必要があります。豊田市においても、需要の高まりに対し、どのように対応していくのかといった単なる捉え方ではなく、制度の理念などもあわせて、地域社会の仕組みの中に取り入れていく必要があります。

また、豊田市では、「第1次豊田市地域福祉計画・豊田市地域福祉活動計画」を振り返り、地域共生社会の実現に向けて、「包括的な相談支援体制の充実」と「権利擁護支援の推進」について、より一層力を入れていく必要があると考えています。

(1) 成年後見制度の誕生

- 平成12年、介護保険制度と車の両輪になるべく、民法の禁治産制度・準禁治産制度に代わる制度として生まれました。誕生の背景としては、それまで介護・福祉サービスが行政処分（措置）として導入されていましたが、介護・福祉サービスが自己選択、自己決定、自己責任の「契約」によって利用することになり、「契約」を支援する仕組みが必要となったからです。
- これにより、①十分な判断能力があるうちに、判断能力が低下した場合に備えて、あらかじめ自らが選んだ人に代わりにしてもらいたいことを契約で決めておく「任意後見制度」、②「補助」を加えて3類型からなる「法定後見制度」、③同意権・取消権、が創設されました。
- また、同年には、「老人福祉法」・「知的障がい者福祉法」・「精神保健及び精神障がい者福祉に関する法律」に、市長申立権が規定されました。



理念：①ノーマライゼーション ②自己決定権の尊重 ③身上保護の重視

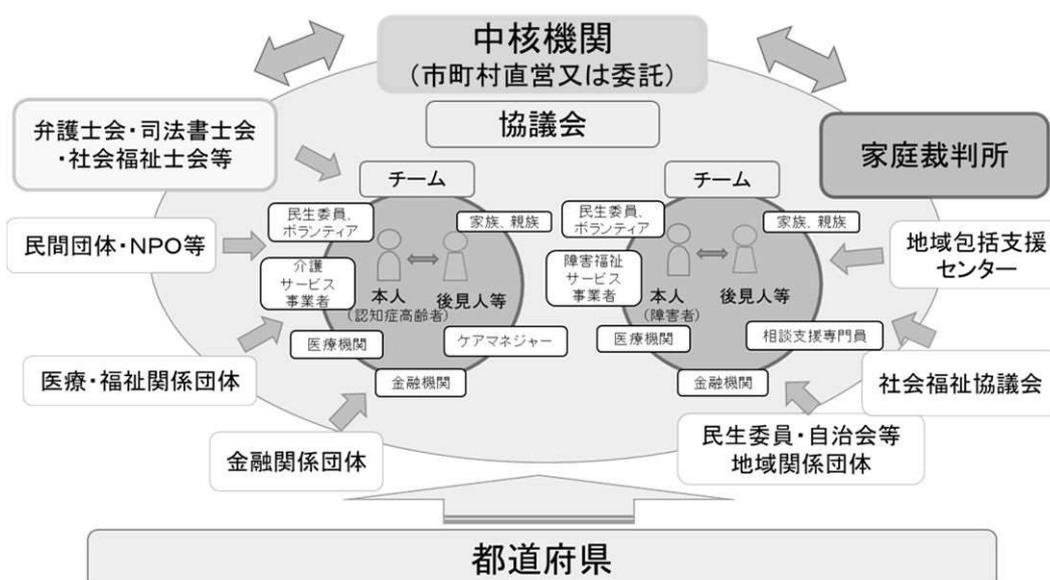
(2) 高齢者虐待防止法と障がい者虐待防止法の施行

- 高齢者や障がい者の権利擁護を目的とし、虐待の防止や早期発見・早期対応、養護者の支援を図るため、平成 18 年に「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」、平成 24 年に「障がい者虐待の防止、障がい者の養護者に対する支援等に関する法律」が施行されました。
- これらの法律では、市長申立による成年後見制度の利用を通じた虐待の防止や保護、自立の支援、そして成年後見制度の周知や利用に係る経済的な負担の軽減といったことが求められています。

(3) 成年後見制度利用促進法の施行と国基本計画の制定

- 地域共生社会の実現に資するため、重要な手段でありながら必要な人に十分利用されていなかった成年後見制度に関して、平成 28 年に「成年後見制度の利用の促進に関する法律」が施行されました。また、この法律に基づき、「成年後見制度利用促進基本計画」が、平成 29 年に閣議決定されました。
- これらによって、どの地域に住んでいても、成年後見制度の利用が必要な人が制度を利用できるよう、チーム・協議会・中核機関からなる「権利擁護支援の地域連携ネットワーク」の構築が求められています。また、地域連携ネットワーク及び中核機関では、①広報、②相談、③成年後見制度利用促進、④後見人支援の 4 つの機能を果たすことが必要になり、これらにより⑤不正防止効果も生じるとされています。
- さらに、こうした地域全体の体制を段階的に整備するため、市町村に対して計画を策定することも求められています。

■権利擁護支援の地域連携ネットワークのイメージ



出典：厚生労働省 社会・援護局 地域福祉課 成年後見制度利用促進室

(4) 社会福祉法の改正による地域共生社会の実現と包括的な支援体制の整備

- 社会福祉法の一部が改正され、平成 30 年に施行されました。地域共生社会を実現するために、制度の狭間で課題を抱える人や、複合的な課題を持つ世帯を、適切な支援につなげられるような地域をつくることが求められています。
- また、複合的な課題を抱えている人や世帯は、社会的に孤立していることも多くなっています。その場合、本人と周囲との社会的なつながりを広げていくことも大切です。このため、住民同士が支え合う関係性をつくることが求められ、それが地域のセーフティネットになっていきます。
- 成年後見制度の利用が必要な本人は、自ら SOS の声を上げることができない場合も多く、また、抱える課題が多岐にわたることもあることから、数々の支援機関や地域の関係者が連携して対応する必要があるため、このような全体的な仕組みづくりの中で、権利擁護支援を捉えていく必要があるといえます。

(5) 認知症施策推進大綱の策定

- 認知症になっても、住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けられる「共生」を目指し、認知症バリアフリーの取組を進めていくとともに、共生の基盤の下、通いの場の拡大など「予防」の取組を進めるため、令和元年に「認知症施策推進大綱」が取りまとめられました。認知症バリアフリーの推進においては、「成年後見制度の利用促進」が位置付けられています。

(6) 第 1 次豊田市地域福祉計画・地域福祉活動計画の成果

- 平成 27～31 年度の 5 か年計画である「第 1 次豊田市地域福祉計画・地域福祉活動計画」において、「総合的な権利擁護のための体制を整備していく」という施策の方向性が示されており、これによりセンターを設置しました。
- 今後も、この方向性を受け継いで、さらなる体制強化を進める必要があると考えています。



Pick Up

障がい者の権利に関する条約

～ もともと持っている自分らしさを大切に ～

この条約は、障がい者の権利を実現するために、各国のすべきことが決められており、日本は平成 26 年に締結しています。条約の中では、「障がい」は本人ではなく社会が作り出しているという考え方（社会モデル）が採用されています。この考え方は、地域の仕組みを整えることによって、本人の権利擁護支援を進めるという、この計画の姿勢と一致します。

そして、条約では、障がいを理由とするすべての差別の禁止⁴や、障がいのある本人は法律の前に人として平等に権利を有するとともに、法的能力を持ち、そして本人の権利や意思、好みが尊重されること⁵、平等で自立した生活と地域社会で共に暮らすこと⁶などが求められています。

また、障がい者の困りごとをなくしていくために、周りの人たちがすべき無理のない配慮である「合理的配慮」についても定められていますが、「意思決定支援」もこの一部だと捉えることができます。

この計画においても、本人の権利擁護支援を進めるにあたり、意思決定支援や地域生活の重要性を意識していきたいと思えます。

障がい者の権利に関する条約

第 12 条 法の前にひとしく認められる権利

- 1 締約国は、障がい者がすべての場所において法律の前に人として認められる権利を有することを再確認する。
- 2 締約国は、障がい者が生活のあらゆる側面において他の者との平等を基礎として法的能力を享有することを認める。
- 3 締約国は、障がい者がその法的能力の行使に当たって必要とする支援を利用する機会を提供するための適当な措置をとる。
- 4 締約国は、法的能力の行使に関連する全ての措置において、濫用を防止するための適当かつ効果的な保障を国際人権法に従って定めることを確保する。当該保障は、法的能力の行使に関連する措置が、障がい者の権利、意思及び選考を尊重すること、利益相反を生じさせず、及び不当な影響を及ぼさないこと、障がい者の状況に応じ、かつ適合すること、可能な限り短い期間に適用されること並びに権限のある、独立の、かつ、公平な当局又は司法機関による定期的な審査の対象となることを確保するものとする。当該保障は、当該措置が障がい者の権利及び利益に及ぼす影響の程度に応じたものとする。
- 5 略

⁴ 障がい者権利条約 第 5 条 平等及び無差別

⁵ 障がい者権利条約 第 12 条 法律の前にひとしく認められる権利

⁶ 障がい者権利条約 第 19 条 自立した生活及び地域社会への包容

3 計画の役割や策定体制

(1) 行政の役割・責務

- この計画の考え方や理念を実現するためには、豊田市という「まち」に住む私たちや関係者が、それぞれ主体的に取り組んでいく必要があります、その主導を担う役割が行政にあります。
- 行政の責務は、元々、「住民の福祉の増進を図ること」です。保護的な対処だけでなく、この計画に位置付けられた積極的かつ予防的な権利擁護支援の取組を推進することにより、判断能力が十分であろうとなかろうと、すべての市民がいつまでも安心して暮らすことのできる地域社会の実現につながります。

(2) 計画の位置付け

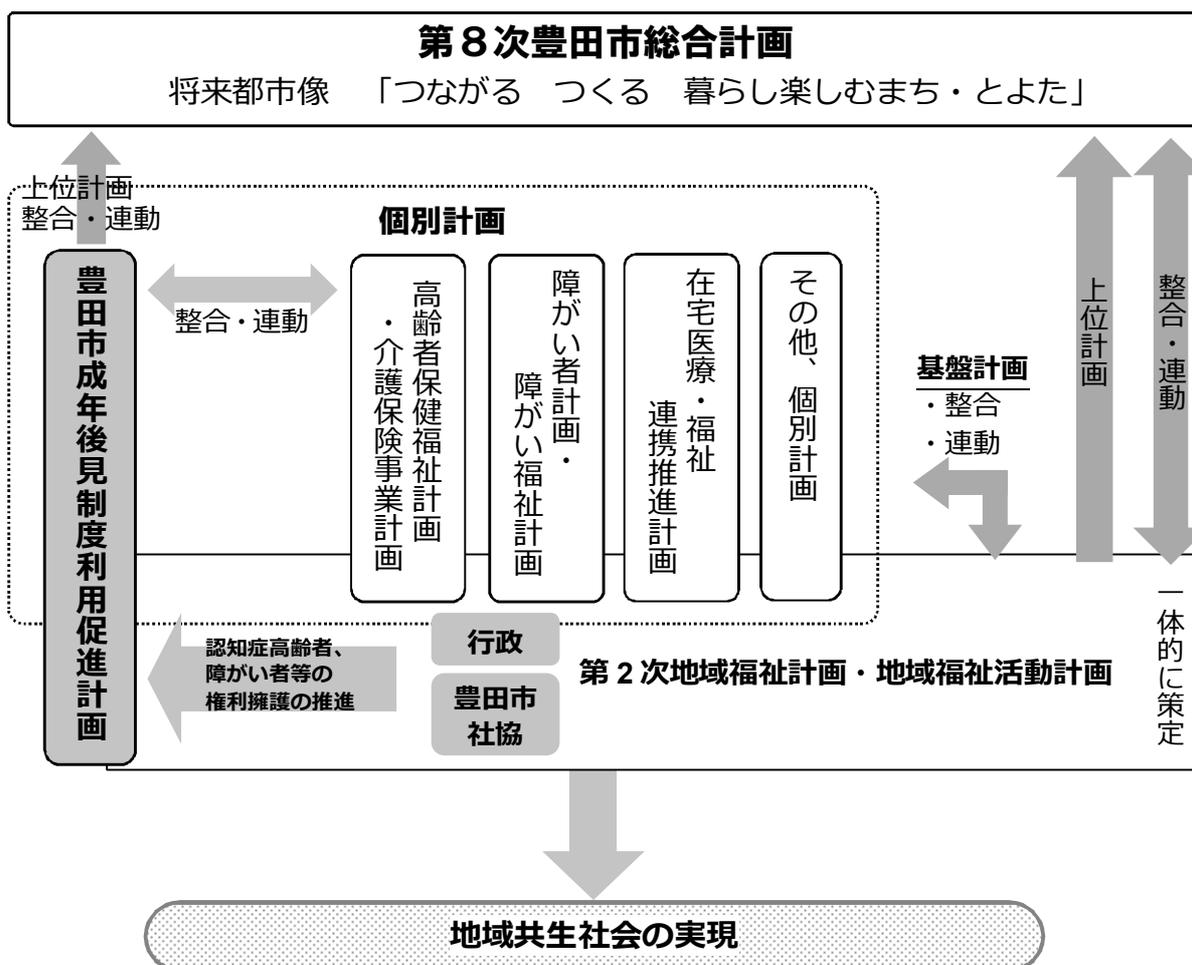
- この計画は、第8次豊田市総合計画の重点施策である「超高齢社会への適応」に向け、成年後見制度など権利擁護支援の充実に向けた考え方や取組を示す位置付けの計画です。
- そして、社会福祉法に規定される「地域福祉計画」及び住民が主役の地域福祉活動を実践するために社会福祉協議会が策定する「地域福祉活動計画」の考え方を基盤とし、両計画における権利擁護支援に関する具体的な実行を果たす役割を担います。
- また、「成年後見制度の利用の促進に関する法律」の第14条に規定される「当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画（市町村計画）」としても位置付けられます。

(3) 豊田市社会福祉協議会の実践計画としての位置付け

- 社会福祉協議会は、社会福祉法に規定され、地域福祉の推進を図ることを目的とした団体です。多様化する課題に対応するために、社会福祉協議会のネットワーク機能を活かし、様々な団体と手を携え、地域福祉の推進を展開してきました。
- 「まち」全体での権利擁護支援の充実に向けては、社会福祉協議会が推進する住民の福祉活動や福祉教育活動との連携、そして法人後見や日常生活自立支援事業などを合わせて充実させていく必要があります。
- 豊田市社会福祉協議会として、これから計画的・段階的に権利擁護支援に関する取組を推進していく必要があるといえますので、この計画は豊田市社会福祉協議会の実践計画としての位置付けも持つものとしします。

(4) 他の計画との関連性

- この計画は、「豊田市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」、「豊田市障がい者ライフサポートプラン（障がい者計画・障がい福祉計画）」、「豊田市在宅医療・福祉連携推進計画」等、他の行政計画との整合・連動を図っており、これにより具体的な事業や取組の実効性の担保や着実な進行管理を実施できます。



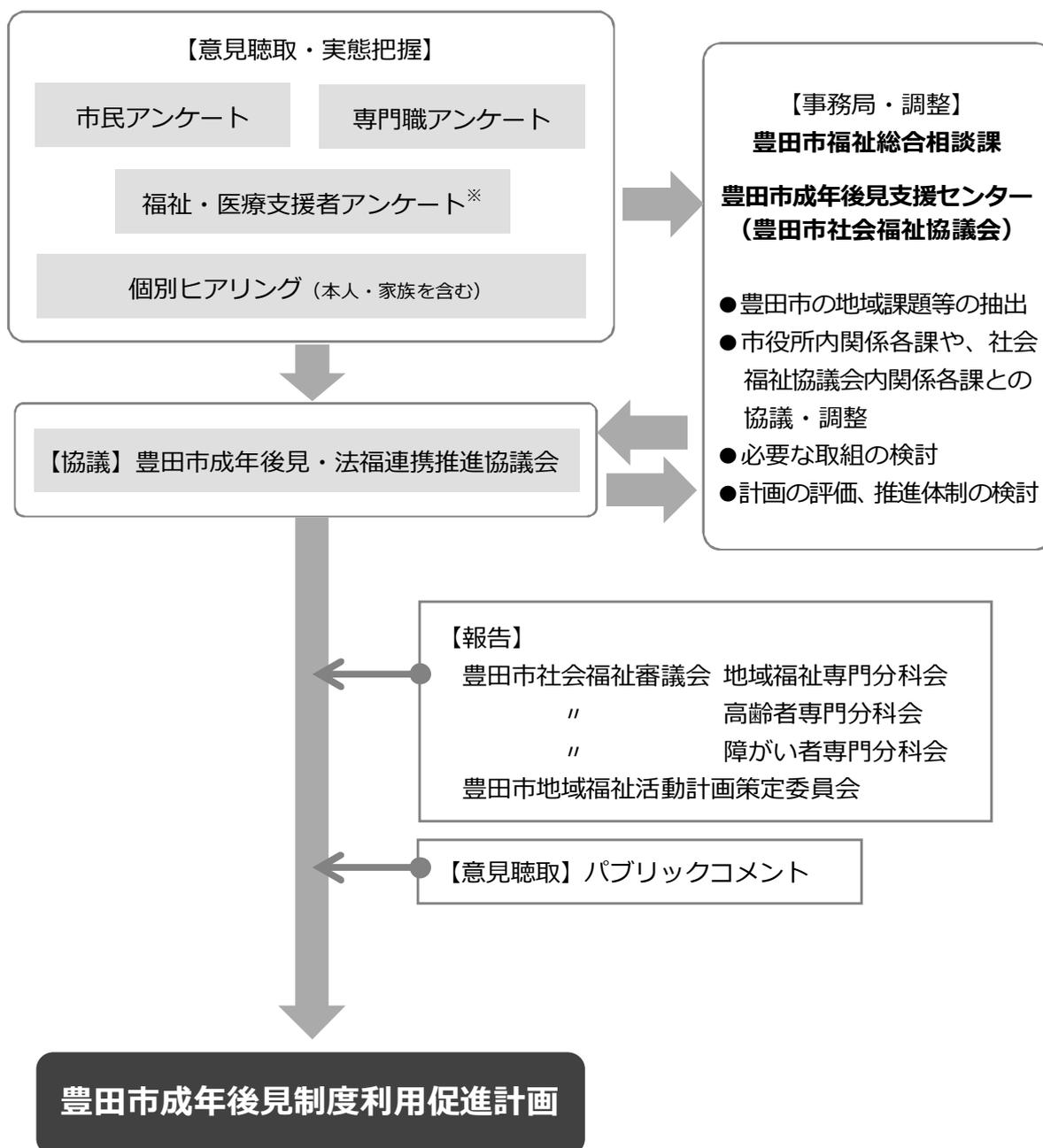
(5) 計画の期間

- この計画の期間は、基盤となる「第2次豊田市地域福祉計画・地域福祉活動計画」と合わせて、令和2年度から令和7年度までの6年間とします。
- また、計画期間の中間年である令和4年度には、各取組の進捗状況を踏まえ、必要に応じて中間見直しを行います。その他、各種法制度の改正により、重要な見直しの必要性が生じた場合は、適宜見直しを行います。

(年度)	…	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	…	
	…	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	…	
豊田市成年後見制度 利用促進計画				第1次(6か年)									
【国】成年後見制度 利用促進基本計画		(5か年)											
豊田市総合計画		第8次				～2020年度 前期実践計画 ～2024年度 後期実践計画		基本構想：2040年を展望 					
豊田市地域福祉計画・ 地域福祉活動計画		第1次		第2次									
豊田市高齢者保健福祉 計画・介護保険事業計画	第6期	第7期		第8期		第9期							
豊田市障がい者計画 (障がい者ライフサポートプラン)		第4次			第5次								
豊田市障がい福祉計画	第4期	第5期		第6期		第7期							
豊田市在宅医療・ 福祉連携推進計画		(5か年)											

(6) 計画の策定体制

- この計画は、「豊田市成年後見・法福連携推進協議会」を協議の場とし、具体的な検討を行いました。また、アンケートや個別ヒアリング、パブリックコメントの実施を通じて、本人・家族や市民、関係者等の意見を取り入れて策定しました。



※日本福祉大学権利擁護研究センター（代表研究者：平野 隆之）が行った、平成 30 年度厚生労働省社会福祉推進事業「市町村における成年後見制度利用促進の計画化の方法に関する調査研究事業」の一環として実施。

第2章 豊田市で暮らす「私たちだからこそ」 取り組むべき課題

では、権利擁護支援に関する地域の仕組みを整えていくために、私たちはどういったことに取り組む必要があるのでしょうか。

第2章では、アンケート調査や関係者ヒアリング、そしてセンターの実践を踏まえて、4つの観点から、私たちが今後取り組む必要があると設定した課題について説明します。

▶ 内容

- 1 成年後見制度の利用までスムーズにつながる総合相談体制の構築
- 2 成年後見制度や権利擁護支援の活動に携わる人づくり・環境づくり
- 3 多機関連携による意思決定支援の充実
- 4 その他、権利擁護支援に関する環境の整備

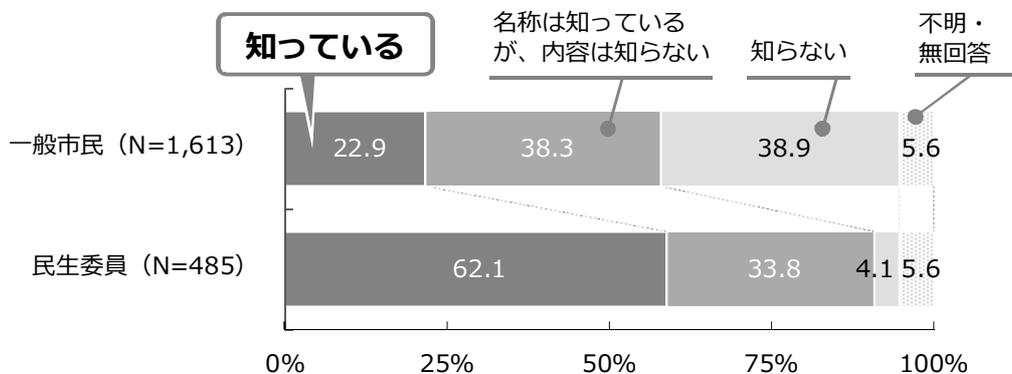
1 成年後見制度の利用までスムーズにつながる総合相談体制の構築

(1) 市民・地域の現状から

成年後見制度に対する認知度は、民生委員では6割を超えますが、市民は約2割に留まっています。

地域の身近な相談相手であり、地域での見守りを行う民生委員に対して、成年後見制度の広報・啓発を進めてきたこともあり、認知度は約62%と比較的高い。一方で、一般市民の認知度は約23%に留まる。

■ 成年後見制度の認知度

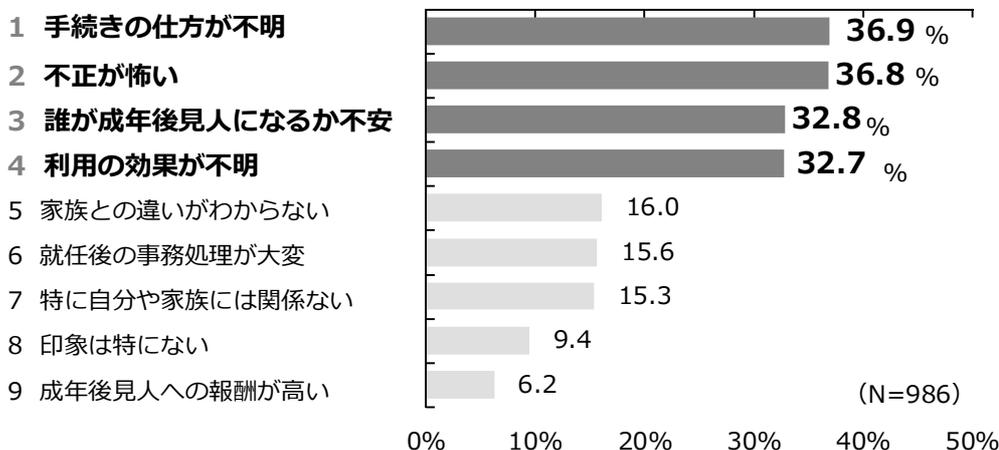


出典：豊田市（2018）「地域福祉に関する市民アンケート調査」

成年後見制度の意義や利用の効果について、正しく理解することが求められています。

市民の成年後見制度に対する印象は、「手続きの仕方がわからない」、「不正が怖い」等が上位となっている。

■ 市民の成年後見制度に対する印象



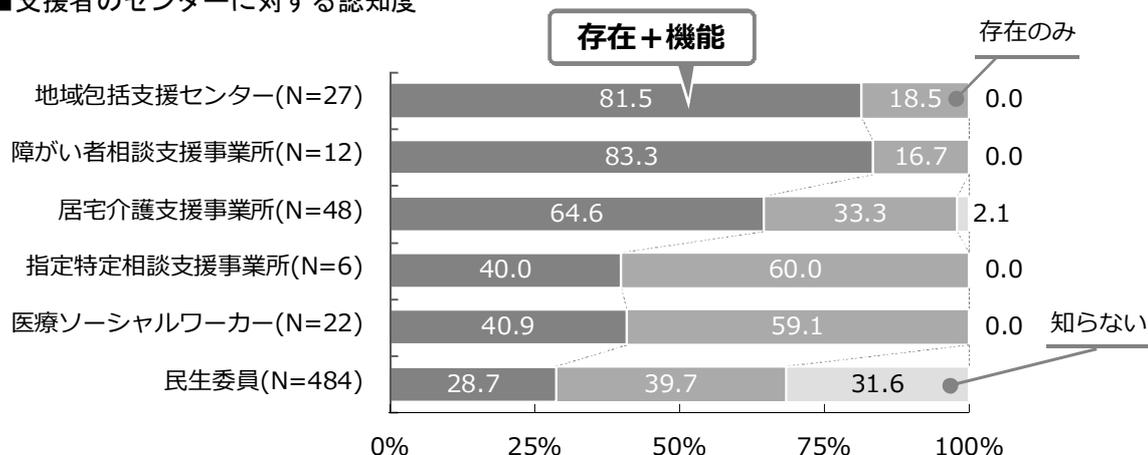
出典：豊田市（2018）「地域福祉に関する市民アンケート調査」

(2) 支援者の現状から

地域包括支援センターや障がい者相談支援事業所におけるセンターの認知度は高い一方、他の支援者における認知度の向上が必要です。また、制度について、支援者の正しい理解が求められます。

地域包括支援センターや障がい者相談支援事業所におけるセンターの認知度は8割を超えているが、居宅介護支援事業所・指定特定相談支援事業所・医療ソーシャルワーカーについては、センターの具体的な機能までの理解が十分ではない。

■支援者のセンターに対する認知度



出典：豊田市（2018）「地域福祉に関する市民アンケート調査」及び豊田市（2018）「豊田市成年後見制度に関するアンケート調査」

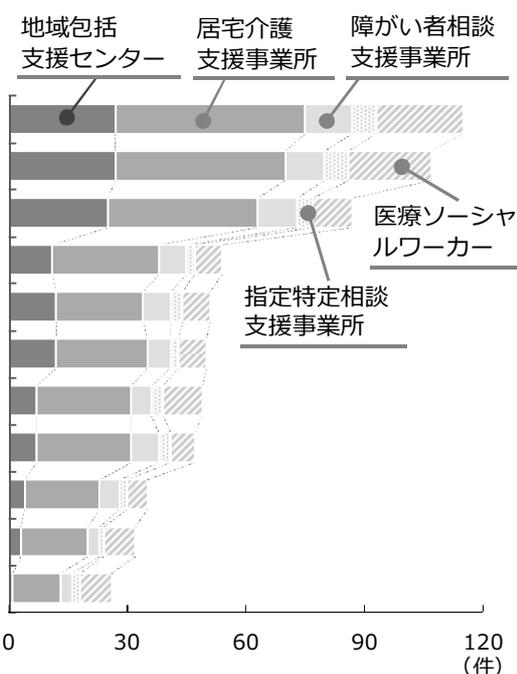
「金銭等の管理」や、「入所・入院などの契約行為」、「各種支援計画への同意」といった成年後見制度の本来の役割については理解が進んでいるが、制度の役割ではない行為までも、その役割だと認識してしまっている。

■支援者の成年後見制度の役割に関する理解度

制度の役割

- 金銭の管理や施設利用料等の支払いなど
- 入所・入院などの契約行為
- 各種支援計画（ケアプランなど）に関する同意
- 死亡届の提出
- 医療費・利用料等支払いが滞った際の補償
- 火葬・埋葬の契約※
- 体調が急変した際や夜間の緊急連絡先
- 手術等の医療行為に関する同意
- 死亡時の遺体・遺品の引き取り
- 退院・転院、施設を変更する際の付添や搬送
- 衣類やオムツなどの日用品の購入など

役割ではないこと



※ただし、成年後見人の場合、家庭裁判所の許可を得ることで実施も可能。

出典：豊田市（2018）「豊田市成年後見制度に関するアンケート調査」

地域包括支援センターや障がい者相談支援事業所ではセンターへのつながりが一定程度できている一方、他の支援者では対応のバラツキが見られます。

地域包括支援センターや障がい者相談支援事業所では相談対応があった際には、センターにつながっている割合が高いが、その他は対応がまちまちとなっている。

■ 成年後見制度に関する相談があった場合の支援者の対応状況

地域包括支援センター (N=27)	障がい者相談支援事業所 (N=12)	居宅介護支援事業所 (N=48)
1 センターにつなげる (63.0%)	1 センターにつなげる (75.0%)	1 地域包括支援センターにつなげる (44.0%)
2 制度説明+センターの紹介 (29.6%)	2 制度説明+センターの紹介 (16.7%)	2 センターにつなげる (28.0%)
3 その他 (7.4%)	3 その他 (8.3%)	3 制度説明+センターの紹介 (18.0%)

指定特定相談支援事業所 (N=5)	医療ソーシャルワーカー (N=22)
1 制度説明+センターの紹介 (33.0%)	1 未対応、対象者なし (36.4%)
1 センターにつなげる (33.0%)	2 制度説明のみ (27.3%)
3 制度説明のみ (16.7%)	3 制度説明+センターの紹介 (7.4%)
3 障がい者相談支援事業所につなげる (16.7%)	3 センターにつなげる (7.4%)

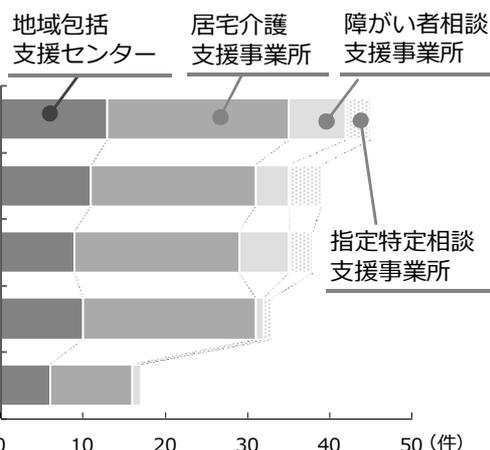
出典：豊田市（2018）「豊田市成年後見制度に関するアンケート調査」

センターにつなげるべきケースの目安の提示や、勉強会・研修等の開催に関する期待が高くなっています。

支援者からは、センターにつなげるべきケースの目安の提示、法律専門職等との勉強会や職員向け研修の開催等の充実が求められている。これらのニーズに応えることで、成年後見制度利用までスムーズにつながる体制を構築することができる。

■ 成年後見制度に関して支援者が充実してほしいこと (上位5つのみ掲載)

- 1 センターにつなげるべきケースのチェックリストやガイドライン
- 2 法律専門職等との合同勉強会（事例検討など）
- 3 職員向けの研修開催
- 4 低所得の方向けの助成制度の充実
- 5 在宅療養ガイドブック等と連携した住民向け啓発



出典：豊田市（2018）「豊田市成年後見制度に関するアンケート調査」

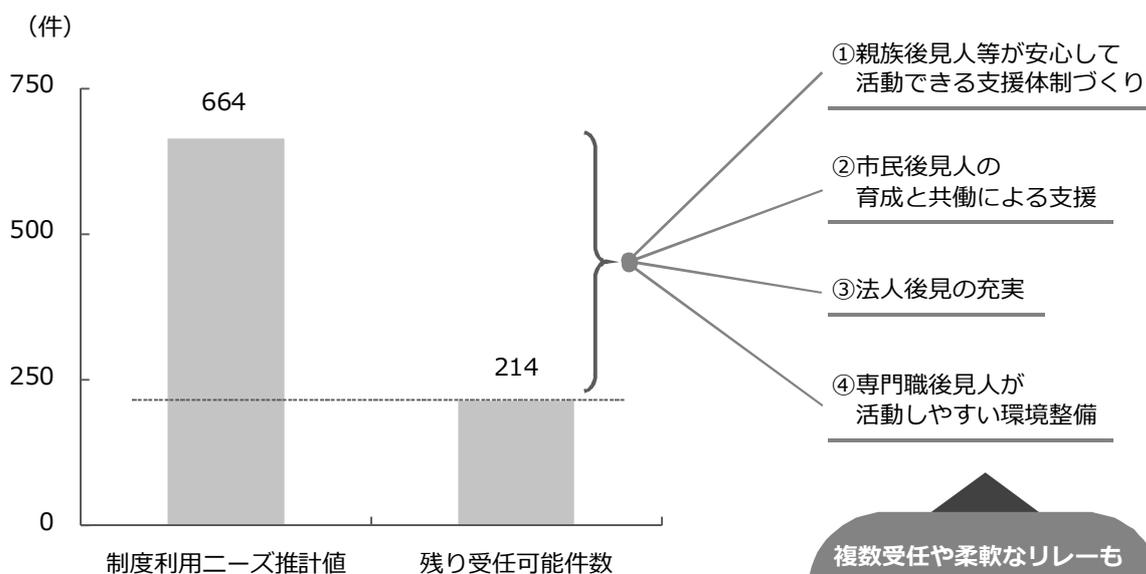
2 成年後見制度や権利擁護支援の活動に携わる人づくり・環境づくり

成年後見制度の利用ニーズと後見人等受任の受け皿とのギャップの大きさや、センターが支援している案件の性質から、多様な主体による「ベストミックス[※]の形式」を目指す必要があります。

今後、新たに成年後見制度の利用が必要であると見込まれる約 660 人分のニーズに対して、専門職が受任可能な件数は約 210 件となっている。

センターが支援している案件を整理すると、課題の大きさや多さから専門職を候補者として申立を行うものもあるが、親族を候補者として申立支援を行う案件もあり、また市民後見人だからこそうまく寄り添っていただけると思われるものもある。

■成年後見制度の新たな利用ニーズと専門職が受任可能な件数の現状



出典：豊田市（2018）「豊田市成年後見制度に関するアンケート調査」

ベストミックスとは・・・
 複数の手法を組み合わせることで最も効率的な解決策を得ること。

私たちは「担い手の充実」といった単なる数の確保の視点ではなく、地域社会全体が「チームとよた」として一丸となり、本人の権利擁護支援に関わる人づくりや、その環境整備に取り組む必要があります。

「携わる人」として捉えるべき範囲は、後見人等だけでなく、地域での見守りや本人を支えるチームの一員として、権利擁護支援に関わる人も含まれる。

3 多機関連携による意思決定支援の充実

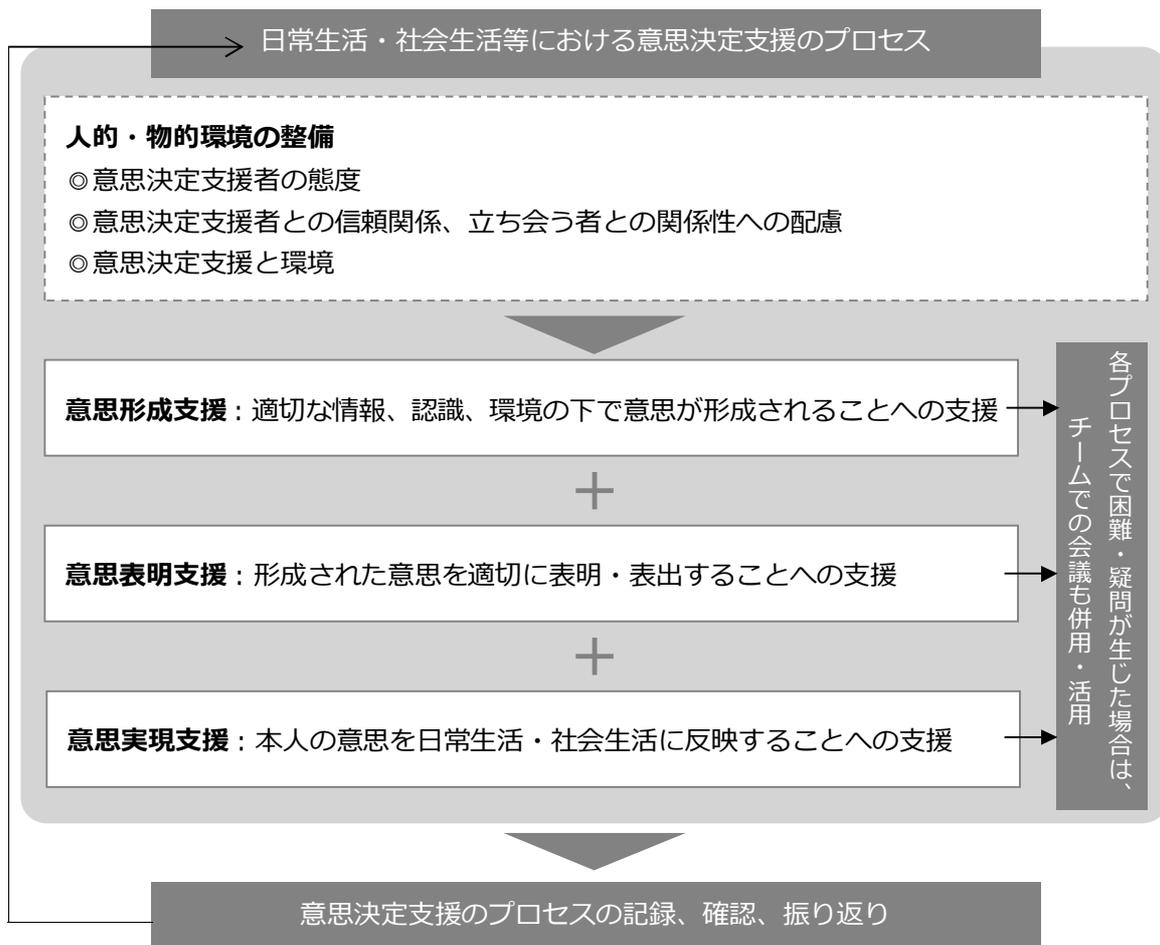
センターでは啓発の一環として、エンディングノートを推奨してきましたが、現場の声を踏まえると、意思決定支援についての取組をさらに充実させていく必要があるといえます。

支援者に対するアンケート調査の結果では、「本人にとって成年後見制度の利用が利益になるかどうか分からない」、「本人の意思が分からない」、といった声。

■厚生労働省の各種意思決定支援に関するガイドライン

- ・障がい福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン
- ・認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定支援ガイドライン
- ・人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン
- ・身寄りがない人の入院及び医療に係る意思決定が困難な人への支援に関するガイドライン

■意思決定支援のプロセス（認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定支援ガイドラインを一部改編）



4 その他、権利擁護支援に関する環境の整備

センター設置以降、成年後見制度を利用する方への支援を通じ、本人を取り巻く様々な環境を把握してきました。

現状では、身寄りのない方を中心として、施設入所や病院入院、賃貸住宅契約時において求められる対応としては、成年後見制度でカバーできるものも多分にあります。しかし、「身元保証」を求められることが多くあります。

また、後見人等や監督人が選任されたものの、その財産管理や身上保護の進め方に不満を感じる本人や家族からの苦情相談も散見されます。

そして、1件でも心無い不正が生じてしまえば、本人のために前向きな姿勢によって形成された地域社会での支援全体の信頼を一気になくすとともに、皆の協力を踏みにじることとなりますので、未然に防ぐ体制の構築と「不正は生じさせない」といった公正で毅然としたメッセージを地域社会に浸透させていく必要もあります。

その他、賃貸住宅での看取りを希望する方の意思をかなえる支援環境づくり、後見人等が選任されるまでの対応など、超高齢社会への適応として、私たちがこの計画の中で考えていくべき権利擁護支援の課題は、単なる成年後見制度の利用支援に留まりません。



Pick Up

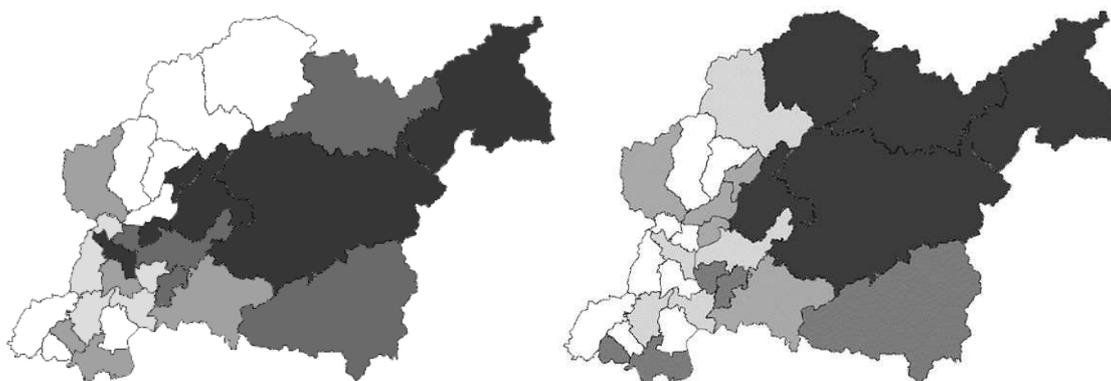
豊田市の「地域特性」と「成年後見制度」

～地域の状況を捉えてみよう～

下の地図を見てみましょう。左の地図は、中学校区の人口数に対する、センターに相談が入った本人数（平成29年7月の開設から令和元年9月まで）の割合を上位5地区ずつで色分け（割合が高い地区ほど色を濃く表示）したものです。

一方で、右の地図は、中学校区の人口数に対する、高齢者数の割合（令和元年10月時点）を上位から5地区ずつで色分け（割合が高い地区ほど色を濃く表示）したものです。

■相談が入った本人数の中学校区別割合（左）と高齢者数の中学校区別割合（右）



左右の地図は必ずしも一致しないことがわかります。つまり、「広報啓発をどう展開するか」「相談が入るようにどうネットワークを構築するか」などを考えるにあたっては、「人口が多い」「高齢化率が高い」などの視点だけではなく、それぞれの地域特性にあったものを検討する必要があるといえます。

また、本人が生活する上で必要な社会資源（例えば、買い物をするお店やかかりつけの病院など）も、広大な市域を有する豊田市では地域ごとに異なりますので、地域特性を加味した支援体制の構築が求められます。

地域共生社会の実現に向け、「福祉の相談窓口」の開設やコミュニティソーシャルワーカーによる支え合いの地域づくりなど、豊田市では地域の実情に合わせた取組を先進的に展開してきました。権利擁護支援が必要な本人の変化を地域の中で気づき、早期の相談・支援につなげられるように、「地域」というキーワードを念頭に置きながら、私たちは取組を進めていく必要があります。

第3章 計画の基本構想

私たちが様々な取組を進めるにあたっては、事前にその方向性について、お互いに確認し合うことが大切です。

第3章では、この計画の言わば心臓や基本的な骨格であり、権利擁護支援の様々な取組を進めていくにあたっての豊田市における考え方や体制を説明します。

▶ 内容

- 1 私たちが目指す「まち」の姿
- 2 豊田市で暮らす「私たちだからこそ」できること
- 3 取組の体系
- 4 積極的かつ予防的な権利擁護支援を進める体制

1 私たちが目指す「まち」の姿

- この計画は、「豊田市地域福祉計画・地域福祉活動計画」を基盤として策定していますので、大きな方向性は一致しており、目指すべき姿は同じです。
- ただし、権利擁護支援という目には映らないですが、その分意識を強く持つべき分野を取り扱いますので、メッセージを打ち出すために、副題を付けることにしました。
- また、この計画の取組を推進することは、誰一人取り残さない持続可能な社会につながるといえます。そして、SDGsのゴールの一部については、この計画の実行により前進しますので、「まち」全体が権利擁護支援によって変化することも常に意識すべきであると考えます。
- 以上のことから、この計画において、私たちが目指す「まち」の姿を、「安心して自分らしく生きられる 支え合いのまち ～いつまでも意思が尊重され つながり・支え合う 権利擁護支援の推進～」とします。

【目指す「まち」の姿】

安心して 自分らしく生きられる 支え合いのまち
～いつまでも意思が尊重され つながり・支え合う 権利擁護支援の推進～

3 すべての人に
健康と福祉を



日常生活から見守り、気づき、支え合うことで地域とつながり、そして必要に応じて成年後見制度を適切に利用することにより、福祉につながることもできる「まち」を目指します。

10 人や国の不平等
をなくそう



権利擁護が図られることで、いつまでも社会の一員であり続けることができ、そして社会とつながり続けることのできる「まち」を目指します。

17 パートナリシップで
目標を達成しよう



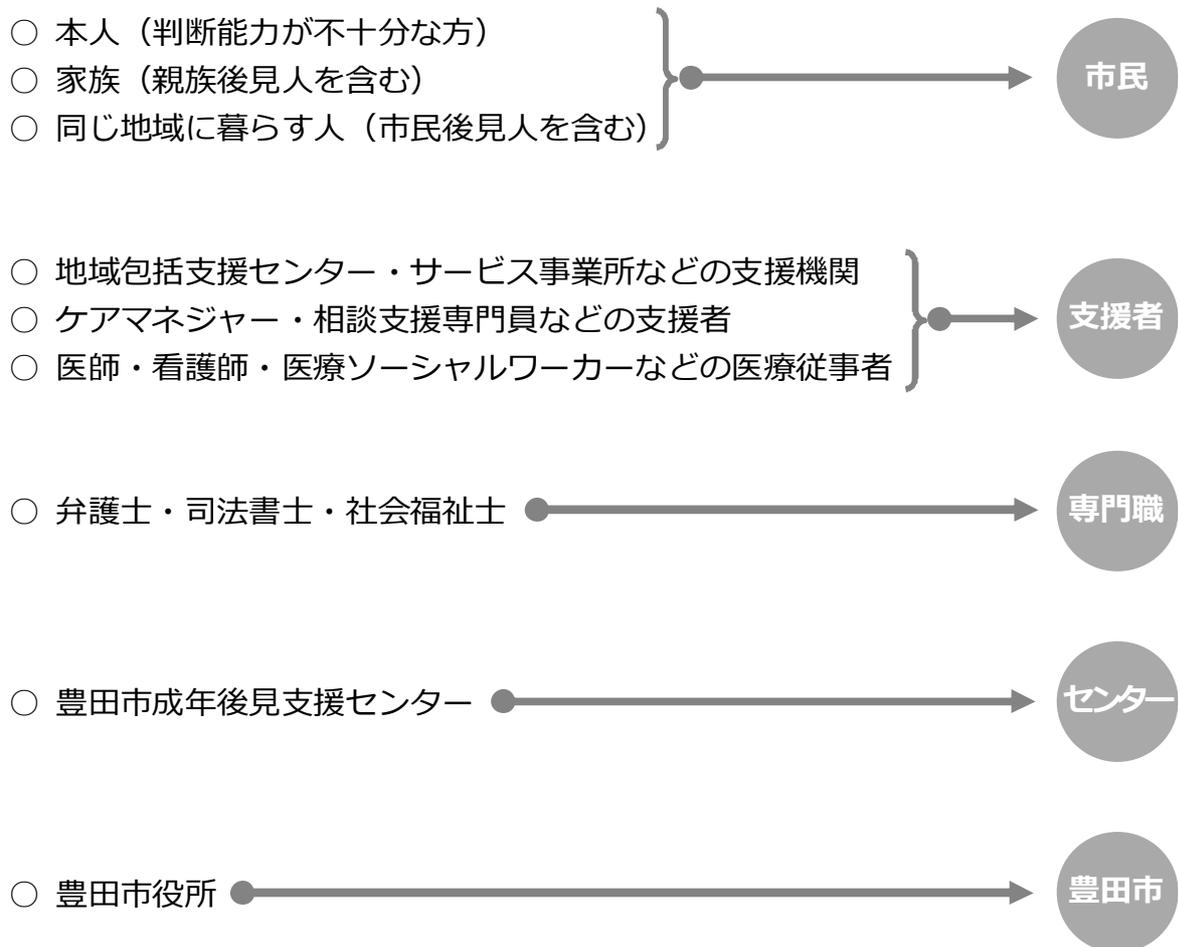
地域社会全体で、私たちは意思を尊重し合い、その意思に基づく生活の実現のために、支え合うことのできる「まち」を目指します。

※上のアイコンは、17あるSDGsのゴールを示すものです。

2 豊田市で暮らす「私たちだからこそ」できること

- 私たちが目指す「まち」の姿の実現に向けて、私たち同士が連携・協力し合い、各自がその立場だからこそできる役割を果たす必要があります。この計画では、権利擁護支援に関わる様々な立場を、大きく「市民」「支援者」「専門職」「センター」「豊田市」の5つに分類しています。

権利擁護支援に関わる様々な立場の分類



「私たちだからこそ」できることとは？

- 当たり前のことから、少し意識して行うことまで、私たちそれぞれの立場だからこそできることがあり、お互いに役割を共有し合って、様々な取組を進めます。

市民



地域の中で権利を擁護し 意思を尊重し合い

いつまでも社会に参加し続ける

- 私（本人）は認知症や障がいなどがあっても、意思を有しており、地域とのつながりを引き続き維持しながら、役割を持って社会に参加し、いつまでも意思が尊重される市民の一員であり続けています。
- また、地域では様々な方が暮らし、活動しています。私たちはその様子を見守り、認め合っており、本人の何気ない変化を気に掛けています。
- その変化を踏まえ、家族や支援者の利益のためではなく、地域社会全体で本人の権利を擁護し支え合っています。
- 市民による後見人等の活動はお互いに尊重され、親族後見人は本人と共通の基盤や背景を持つ者として、市民後見人は市民生活の感覚と公的な性格を持つ者として、本人の意思に基づく生活の実現に向け、人生に寄り添う姿勢と自覚を有しています。

支援者



日々の支援から権利擁護の視点を重視し

ニーズの把握からチーム支援まで 連携・実践する

- 共通して目指す「まち」の姿の実現に向けて、私たちは日々の支援や診察などの業務や活動等において、利用者や患者の意思の尊重と権利擁護の視点を重視しています。
- 成年後見制度の利用が必要な方に対しては、そのニーズにいち早く気づき、センターに相談し、連携しています。
- 制度の利用開始後も、時にはチームの一員として、時にはチームで行う支援の中心者として多職種連携を実践し、本人が社会の一員であり続けることができるように、後見人等と協力しながら、本人の意思に基づく生活の実現を図っています。

専門職



専門性を活かした支援からフォローアップまで

連携・実践する

- 身近な地域において、市民が抱える生活上の困りごと、特に権利擁護支援が必要となる課題においては法律などの専門性が必要であり、私たちはその解決に向けた知識やノウハウを有する立場であることから、時には後見人等として、時にはチームを後ろから支える役割として多職種連携を実践し、本人の意思に基づく生活の実現を図っています。
- 個別支援への関わりだけでなく、権利擁護支援の地域連携ネットワークの仕組みづくりにおいても、法律などの専門性を有する主体として参画しています。

センター



中核機関として 多様な主体の参加と協力のもと

権利擁護支援の検討とチームづくりの中心を担う

- 市民や福祉・医療等の支援者、専門職、豊田市などが参画する地域連携ネットワークにおいて、①広報、②相談、③利用促進（受任調整・携わる人づくり・活動の促進）、④後見人支援の機能が十分に発揮されるよう、特に具体的な個別支援の場面において、支援の実践と連携の中心を担っています。
- その際、私たちは社会福祉協議会として長年培ってきた多様な主体の参加と協力の姿勢・経験を十分に活かしています。

豊田市



中核機関として 権利擁護支援の体制整備と

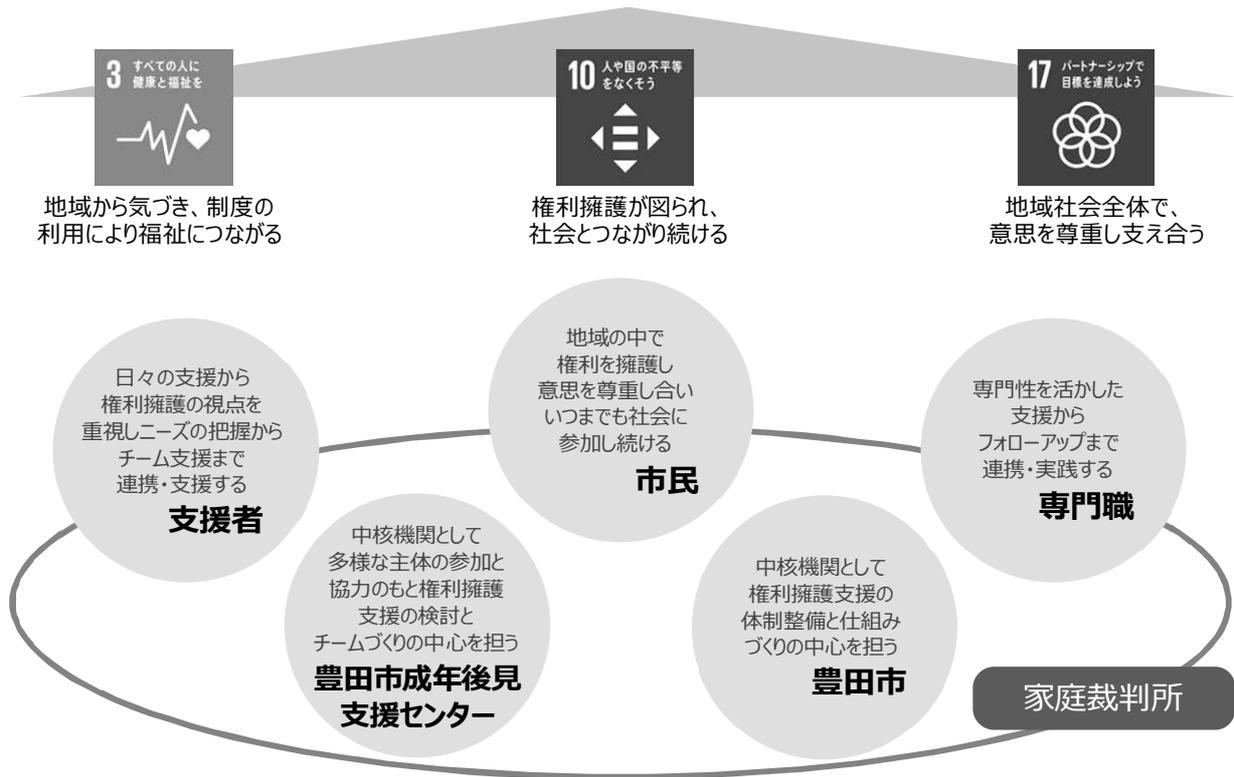
仕組みづくりの中心を担う

- 私たちは、地域共生社会の実現に向けて、身近な地域において市民が抱える生活上の困りごとに対し、①我が事として捉え「地域づくり」をしていく体制、②相談を丸ごと受け止める体制、③多機関が共働して解決を目指す包括的な支援体制を整備しています。
- この総合的な体制の中、計画の策定や評価、豊田市成年後見・法福連携推進協議会の運営等を通じて、権利擁護支援に積極的に向き合いながら、地域連携ネットワークをコーディネートし、予防的な権利擁護支援も含め、必要な施策等を講じています。
- また、従前より求められている市長申立などの保護的な権利擁護支援や、利用支援事業についても、確実に実施しています。

目指す「まち」の姿

安心して 自分らしく 生きられる 支え合いのまち

< いつまでも意思が尊重され つながり・支え合う 権利擁護支援の推進 >



3 取組の体系

目指す「まち」の姿 (◎)

安心して 自分らしく 生きられる 支え合いのまち

< いつまでも意思が尊重され つながり・支え合う 権利擁護支援の推進 >

基本目標 (◎)

地域の支え合いの仕組みづくり

基本的な考え方 (◎)	取組の柱 (◆)	重点取組 (◆)
1 包括的な相談支援体制の充実 ～地域のつながりから早期発見・早期支援を可能とする総合相談体制の構築～	(1)成年後見制度・権利擁護支援に関する理解・啓発の推進	①支援者・専門職向け研修会の開催
	(2)支援者からセンターにつながる仕組みづくり	①センターにつなげるケースの目次の作成
	(3)成年後見制度の必要性を専門的に判断できる体制の構築	—
2 暮らしを支える環境整備 ～意思の尊重と身上保護を主においた本人と成年後見人等を取り巻く支援環境の整備～	(1)本人の意向・状況を踏まえた申立支援と受任調整の実施	—
	(2)多様な主体が権利擁護支援に携わることのできる環境づくり	①とよた市民後見人の育成・共働と寄付等を活用した市民の権利擁護支援活動を支える仕組みづくり
	(3)後見人等支援の充実	①親族後見人・市民後見人向け専門職相談会の実施 ②送付先変更に係る手続き事務の簡素化
	(4)意思決定支援を円滑に行う仕組みづくりと普及・啓発の実施	①豊田市版意思決定支援ポイント集の作成と普及
	(5)地域で暮らし続ける基盤・環境づくり	①身寄りのない市民等が安心して入所・入院できる環境整備

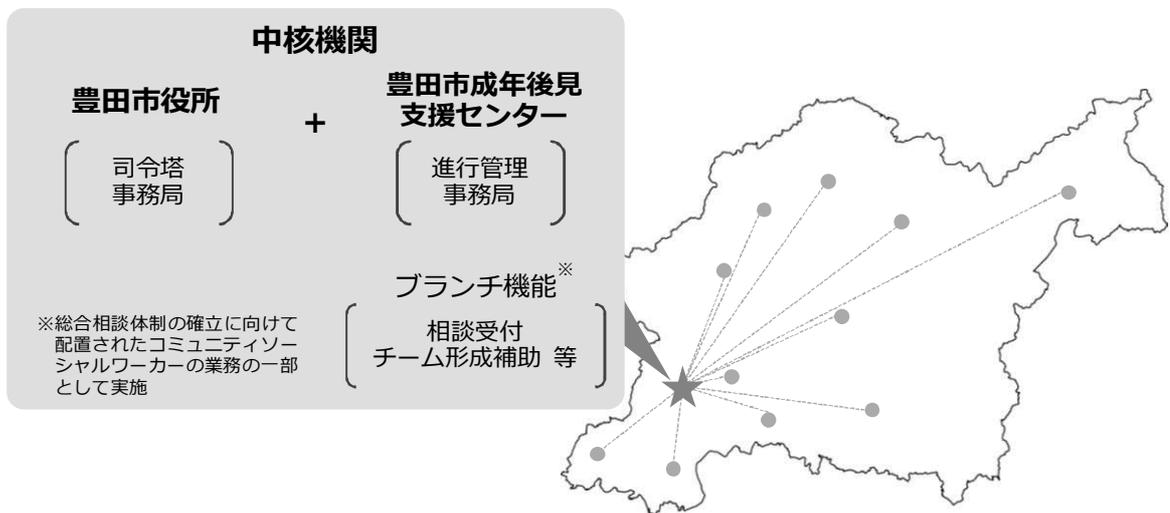
◎ : 「第2次豊田市地域福祉計画・地域福祉活動計画」の体系の一部

◆ : 「豊田市成年後見制度利用促進計画」の独自体系

4 積極的かつ予防的な権利擁護支援を進める体制

(1) 中核機関

- 中核機関は、多様な主体が参画する権利擁護支援の地域連携ネットワークにおいて、「①司令塔、②協議会事務局、③進行管理」の3つの役割を担います。
- 政策的な判断・対応を行う豊田市役所と、支援の実践・連携を担うセンターが共働することで、中核機関の役割を果たすことができると考えています。
- よって、豊田市では、豊田市役所とセンターが相互に協力・連携しながら、中核機関となり、権利擁護支援を図ります。



(2) 協議会

① 豊田市成年後見・法福連携推進協議会

- 権利擁護支援の地域連携ネットワークにおいて、支援に必要な機能が発揮されるよう、支援者や専門職が組織単位で連携し、地域課題の解決に向けた協議を行います。
- 具体的には、「①センターの運営状況の評価・検討、②成年後見制度の利用促進策の検討・協議、③司法と福祉の連携により解消すべき課題等に関する検討・協議」を進めます。



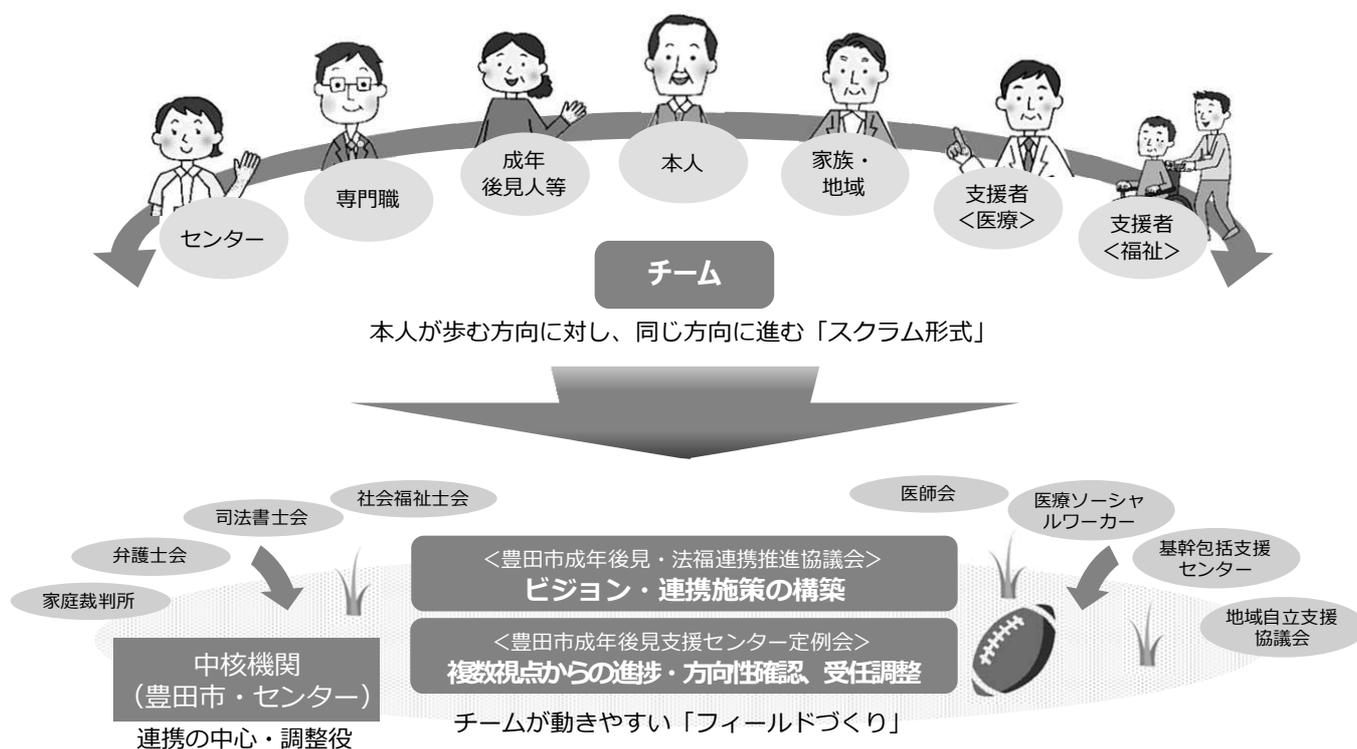
②豊田市成年後見支援センター定例会

- 制度の利用により権利擁護支援が確実に実施されるためには、「①福祉+司法の視点で制度利用が必要かどうか、②誰が申し立て、誰を候補者にするか、③チームが機能しているか」について各場面で確認する必要があります。
- 豊田市では、「①相談及び後見人等支援の進捗状況と対応の方向性の確認、②候補者の調整、③各主体が有する情報の共有」について、豊田市役所とセンター、専門職で協議する定例会を月1回開催し、支援を進めます。

(3) チーム

- 豊田市では、本人は単に支援を受ける立場ではなく、支援を受けながらも役割を持って社会に参加し続けることを目指しています。よって、本人の周りを支援のために関係者が囲む「鳥かご形式」のチームではなく、本人が歩む方向に対し、関係者が肩を組みながら同じ方向に進む「スクラム形式」のチームを目指します。
- そのため、本人に身近な家族や、地域の関係者、福祉・医療の支援者、後見人等が「チーム」として関わる体制づくりが必要であり、センターが候補者を受任調整した事案は「チーム会議」を開催し、チーム形成を促進します。
- また、後見人からの相談に応じる中で、必要に応じて「チーム会議」として招集したり、支援者が実施するケース会議や地域ケア個別会議等に、センターや後見人等が参加するなどして、支援の充実に努めます。

■豊田市における「権利擁護支援の地域連携ネットワーク」のイメージ





Pick Up

豊田市成年後見支援センターの設立について

～初心を振り返って、今後の6年間を考えてみる～

豊田市の成年後見支援センターの開設は、平成29年7月です。

遡ることさらに3年ほど前、平成26～27年頃から、愛知県内で成年後見支援センターを設置する市町村が増えてきました。

この状況も相まって、豊田市としても成年後見制度に関する対応・体制をどうしていくのか考えなければならない時期でありました。

また、同じ時期に豊田市社会福祉協議会でも、対応する事案を通じ、成年後見支援センターの必要性を感じており、この感覚が現場にあったことが現在につながっています。

平成27年の秋から翌年2月までの期限付きで、検討が開始されました。高齢福祉施策を所管していた当時の地域福祉課と障がい福祉課の連携体制で、ニーズの把握と必要性の整理、目指すべき姿の構築を進めました。

ニーズの把握や必要性を整理する中では、認知症高齢者数の推移などの数の状況だけでなく、福祉・医療の支援者や専門職との意見交換の中から実情の把握を行いました。また、障がい者の本人・家族会からも御意見を伺いました。

その結果、成年後見制度を地域で暮らし続けるために必要な支援の一つと捉え、相談先の明確化と多様な主体が関与する仕組みづくりを進めるべきだと判断し、高齢者・障がい者の権利擁護に関する一元的な支援体制として「核」となるセンターを設置する方針にしました。また、別途検討が進められていた「総合相談体制」の中に位置付けることにしました。

これを受けて、有識者との検討会を設置しましたが、検討会には実際に豊田市内で後見人等として活動している専門職や、後見人等とともに本人に支援をしている関係者などの実践者に参画していただきました。どんなセンターにしたらよいかを一緒に考え、そしてお互いの文化や考え方を理解しながら、熱心な議論を行っていただきました。

このように、豊田市では現場の声からセンターが生まれており、また多様な関係者によるネットワークがベースにありますので、この姿勢を“これから”も重要視していくことが求められます。